

電気料金種別定義書

2016年4月1日実施

2017年4月1日改定

2017年11月1日改定

2018年2月1日改定

2019年10月1日改定

2022年8月1日改定

株式会社 池見石油店

電気料金種別定義書(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯又は小型機器をご使用のお客様へ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。なお、本定義書に定める料金および燃料費調整に基準単価の金額はすべて消費税等の相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2019年10月1日より実施します。

2. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲および契約種別

北海道電力管内	従量電灯B	契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
	従量電灯B Mプラン	
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯C	契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯C Mプラン	
	従量電灯C Lプラン	
低圧電力	50キロワット未満であること。	
東北電力管内	従量電灯B	契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯C	契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯C Lプラン	
	低圧電力	50キロワット未満であること。

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

北海道電力管内 東北電力管内	従量電灯B 従量電灯C	供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
	低圧電力	供給電気方式および供給電圧は、交流単相3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には交流2相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとすることがあります。

5. 契約電流、契約容量または最大需要電力

北海道電力管内 東北電力管内	従量電灯B 従量電灯C	(A) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。 (B) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。なお、一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。
	低圧電力	契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

6. 電気料金メニュー

(1) 電気料金は一月につき以下の通りとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約種別				通常	EV車・ガス暖房プラン
				単価	単価
■従量電灯B	基本料金		10A	341.00	--
			15A	511.50	--
			20A	682.00	--
			30A	1023.00	1023.00
			40A	1364.00	1364.00
			50A	1705.00	1705.00
	電力量料金	10A-20A	0kWh-120kWh	23.73	--
			121kWh-280kWh	29.96	--
			281kWh-	33.64	--
		30A-60A	0kWh-120kWh	23.25	22.77
121kWh-280kWh	29.35		28.75		
		281kWh-	32.96	32.29	
■従量B Mプラン	基本料金		10A	341.00	--
			15A	511.50	--
			20A	682.00	--
			30A	1023.00	1023.00
			40A	1364.00	1364.00
			50A	1705.00	1705.00
	電力量料金	10A-20A	250kWhまで(固定料金)	6335.19	--
			251kWh-	32.02	--
		30A-60A	250kWhまで(固定料金)	6335.19	6335.19
			251kWh-	31.31	30.80
■従量B Lプラン	基本料金		10A	341.00	--
			15A	511.50	--
			20A	682.00	--
			30A	1023.00	1023.00
			40A	1364.00	1364.00
			50A	1705.00	1705.00
	電力量料金	10A-20A	400kWhまで(固定料金)	11061.11	--
			401kWh-	31.95	--
		30A-60A	400kWhまで(固定料金)	10837.04	10612.96
			401kWh-	31.30	30.66
■従量電灯C	基本料金		1kVAあたり	341.00	341.00
	電力量料金		0kWh-120kWh	23.25	22.77
			121kWh-280kWh	28.75	28.14
			281kWh-	31.60	30.92
■従量電灯C Mプラン	基本料金		1kVAあたり	341.00	341.00
	電力量料金		250kWhまで(固定料金)	6050.00	6050.00
			251kWh-	30.24	29.73
■従量電灯C Lプラン	基本料金		1kVAあたり	341.00	341.00
	電力量料金		400kWhまで(固定料金)	10399.07	10185.19
				401kWh-	29.02
■低圧電力	基本料金			1093.95	--
	電力量料金			19.43	--

北海道電力管内

	契約種別		通常	EV車プラン		
			単価	単価		
東北電力管内	■従量電灯B	基本料金	10A	330.00	330.00	
			15A	495.00	495.00	
			20A	660.00	660.00	
			30A	990.00	990.00	
			40A	1320.00	1320.00	
			50A	1650.00	1650.00	
			60A	1980.00	1980.00	
		電力量料金	10A-20A	0kWh-120kWh	18.54	18.54
				121kWh-300kWh	25.26	24.24
				301kWh-	26.79	25.77
			30A-60A	0kWh-120kWh	18.33	18.33
				121kWh-300kWh	24.52	23.50
				301kWh-	26.79	25.77
■従量B Lプラン	基本料金	10A	330.00	330.00		
		15A	495.00	495.00		
		20A	660.00	660.00		
		30A	990.00	990.00		
		40A	1320.00	1320.00		
		50A	1650.00	1650.00		
		60A	1980.00	1980.00		
	電力量料金	10A-20A	400kWhまで(固定料金)	9268.52	9268.52	
			401kWh-	25.46	24.44	
		30A-60A	400kWhまで(固定料金)	9064.81	9064.81	
401kWh-	25.46		24.44			
■従量電灯C	基本料金		1kVAあたり	330.00	330.00	
	電力量料金	0kWh-120kWh	18.33	18.33		
		121kWh-300kWh	24.52	23.50		
		301kWh-	26.79	25.77		
■従量電灯C Lプラン	基本料金		1kVAあたり	330.00	330.00	
	電力量料金	400kWhまで(固定料金)	9064.81	9064.81		
		401kWh-	25.46	24.44		
■低圧電力	基本料金			1120.37	--	
	電力量料金(夏季)			16.97	--	
	電力量料金(その他季)			15.51	--	

低圧電力における

(1)夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2)その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

8. 最低月額料金

上記料金表にもとづき計算された電気料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1か月は、次の最低月額料金および

11.再生可能エネルギー発電促進賦課金によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

北海道電力管内	1契約	250.80円
東北電力管内	1契約	261.80円

9. 付帯割引種別

電力管内	適用契約種別	割引メニュー	適用条件
北海道電力管内	従量電灯B 従量電灯C	EV車・ガス暖房 プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。 もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②EV車充電に電力を使用している、あるいは当社が供給するガス給湯暖房が設置されていること。
東北電力管内	従量電灯B 従量電灯C	EV車プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。 もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルト以下であること。 ②EV車充電に電力を使用していること。

10. 適用期間

- (1)適用開始日は、電力需給約款第6条(契約の申し込み)に定める電力需給契約の申し込みの場合には、電力需給約款第8条(供給の開始)に定める需給開始日とし、電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2)適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日(以下「満了日」といいます。)までとします。
- (3)満了日の属する月の検針日から2か月前までに、変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4)(3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

11. 契約電流の変更

- (1)当社が、お客さまからの契約電流または契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
ただしお客さまが、新たな電力需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流または契約電力の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2)お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約電力を変更することはできません。

12.再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の使用電力量の合計電力量とします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(4)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(2)の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(5)再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

13. 電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「14. 燃料調整単価」および「15. 調達調整費」の定めに従うものといたします。

14. 燃料費調整単価

(1)燃料費調整額の算定

(A)平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は次のとおりとします。

	α	β	γ
北海道電力管内	0.4699	—	0.7879
東北電力管内	0.1152	0.2714	0.7386

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(B)燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a)1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準価格} / 1,000$$

(b)1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回り、かつ、基準価格Y円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(c)1キロリットル当たりの平均燃料単価が基準単価Y円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(d)基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

	基準燃料単価	上限価格
北海道電力管内	37,200円	55,800円
東北電力管内	31,400円	47,100円

(C) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(D) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします

北海道電力管内	1キロワット時につき	19銭7厘
東北電力管内	1キロワット時につき	22銭1厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

15. 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間における東北電力管内のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める調達調整費の還元又は追加請求を行うものといたします。

ただし、以下(2)適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。

(1) 適用エリアについては、東北電力管内エリアといたします。

(2) (1)に定めるエリアの調達調整費の適用は、2022年8月分請求からとします。

(3) 還元基準値及び追加請求基準値の設定

(A) 還元基準値

調達調整費算定期間の調達単価がエリア別基準値における還元基準値を下回った場合、調達調整費単価適用期間の料金算定に、(4)に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。

(B) 追加請求基準値

調達調整費算定期間の調達単価がエリア別基準値における追加請求基準値を上回った場合、調達調整費単価適用期間の料金算定に、(4)に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。

(C) 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年4月1日、10月1日の年2回、還元基準値及び追加請求基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものといたします。

(4) 調達調整費の算定

(A)以下の算式により算定された金額とし、調達調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$

(B)算定期間と適用期間については以下の通りといたします。

調達調整費算定期間	調達調整費単価適用期間	調達調整費算定期間	調達調整費単価適用期間
4月1日から4月30日	6月1日から6月30日	10月1日から10月31日	12月1日から12月31日
5月1日から5月31日	7月1日から7月31日	11月1日から11月30日	1月1日から1月31日
6月1日から6月30日	8月1日から8月31日	12月1日から12月31日	2月1日から2月末日
7月1日から7月31日	9月1日から9月30日	1月1日から1月31日	3月1日から3月31日
8月1日から8月31日	10月1日から10月31日	2月1日から2月末日	4月1日から4月30日
9月1日から9月30日	11月1日から11月30日	3月1日から3月31日	5月1日から5月30日

(C)エリア別還元基準値および追加請求基準値は以下の通りといたします。

基準値(税抜単価)	東北電力管内
還元基準値	6.50円
追加請求基準値	16.00円

16. 日割計算の基本算式

基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が30日を上回る場合には、日割計算を行わないものといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} \div 30 \text{ 日}$$

17. 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、以下のとおりとします。

(1) 照明用電気機器

(A) けい光灯

使用電圧(ボルト)

	使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
北海道電力管内 東北電力管内	100	10	4.5
		15	5.5
		20	9
		30	11
		40	17
		60	21
		80	30
	100	36	
	200	40	4.5
		60	5.5
		80	7
		100	9

(B) ネオン灯(1次電圧100ボルト)

	変圧器2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ容量 (マイクロファラッド)
北海道電力管内 東北電力管内	3,000	80	30
	6,000	100	50
	9,000	200	75
	12,000	300	100
	15,000	350	150

(C) 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

(A) 個々にコンデンサを取り付ける場合

(a) 単相誘導電動機

北海道電力管内 東北電力管内	電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
			0.1	0.2	0.4	0.75
	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
		使用電圧 (100ボルト)	50	75	75	100
	使用電圧 (200ボルト)	20	20	30	40	

(b) 3相誘導電動機(使用電圧200ボルトの場合とします。)

【北海道電力管内・東北電力管内】

定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.8	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	19	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

(B) 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサ容量は、各電動機の定格出力に対するコンデンサの容量の合計とします。

(3) 電気溶接機(使用電圧200ボルトの場合とします。)

(A) 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルト アンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

(B) 交流抵抗溶接機

(A) の容量の50パーセントとします。

(4) その他

(1) から(3) によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客様と当社との協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。